様式３

会　　議　　録

会議名 （審議会等名）		令和８年度第１回相模原市大規模小売店舗立地審議会		
事務局 （担当課）		産業支援・雇用対策課　電話０４２－７６９－９２５５（直通）		
開催日時		令和８年９月２日（水）　１４時００分～１５時００分		
開催場所		相模原市立産業会館４階　特別会議室（国際商談室）		
出席者	委　員	５人（別紙のとおり）		
	その他	２人（設置者、届出代理者）		
	事務局	４人（産業支援・雇用対策課長、総括主幹　ほか２人）		
公開の可否		■可　□不可　□一部不可	傍聴者数	０人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議　題		１　開会 ２　議事 「クリエイトＳ・Ｄ城山都井沢店」の新設届出について ３　閉会		

議　事　の　要　旨

１　開会

２　審議案件

「クリエイトＳ・Ｄ城山都井沢店」の新設届出について

事務局より当該店舗の説明を行った。

≪主な質疑・意見（○委員、●事務局、◆設置者・届出代理者の発言）≫

○三條委員

通過交通に対して、店舗の前が変形三叉路となっており、その交差点のすぐ東側にバス停がある。バスの停車時には、バスを追い越す車と店舗駐車場から出てくる車、双方の視認性が低い。そのことに対してどうするかという疑問がある。

◆設置者・届出代理者

バス停があることは承知しており、警察協議との中で、出入口をバス停から１０ｍ以上離すことと決まっており､その基準に基づき出入口の位置を決めている。出入口の位置については交差点が近くにあるということもあり、交差点及びバス停の両方からできるだけ距離をとるようにするためには、店舗出入口はこの場所にしか設定ができない。

安全対策としても、最も混雑するのは開業時と考えるため、誘導員を配置して安全対策に努める。開業後に運用上の問題がある場合には、引き続きの安全対策を講じる必要があると考えるが、問題がないようであれば順次人員を減らす対応をしたいと考える。

○三條委員

変形三叉路の左側から来る車について、三叉路の北側、右折方向に入ろうとすると、すぐに渋滞となる。右折需要は高いと考えられるため、頻回に右折渋滞が発生するものと考える。日曜の夕方に現地視察を行ったが、東西両方向からの交通量が多く、歩行者が横断することも難しい状況であった。そのような状況では、誘導員の設置は検討事項ではなく、必須であると考えるがいかがか。

◆設置者・届出代理者

交差点の誘導については、店舗で対応できるものではないため、あくまで店舗から出る車の誘導のみとなる。渋滞した場合には店舗駐車場の中で待機していただくしかない。来客者のピークと交通量のピークが重なるかどうか現時点ではわからないため、現時点で常時誘導員をつけるということは約束できないが、状況を見て判断させていただきたい。歩行者が横断歩道を渡るのが難しいといういい軒についても店舗側で対応できる問題ではないため容赦いただきたい。

○三條委員

公道での交通整理は警察の仕事であることは承知している。西側から右折入庫

しようとする車が現れる可能性があるがどのように考えるか。

◆設置者・届出代理者

西側からの右折入庫それ自体は違法ではないため、店舗として止めることはできないが、警察協議の中でも、西側から来る車に対しては店舗を通り過ぎて迂回するルートの周知を行うように指導をされている。そのため、チラシや店舗西側に右折入庫禁止の看板を設置し､次の交差点を左折し迂回するように案内を行う。誘導員がいる際には、右折入庫を禁止するように誘導を行う。

○三條委員

懸念していることは、常時誘導員がそのような誘導を行わなければ危険ではないかということである。西側から来た車が右折しようとするのをコントロールするのは警察ではなく、店舗側の範疇であると考える。

◆設置者・届出代理者

承知した。

○眞中委員

ピーク来台者数が７８台、駐車場台数が４８台という説明があったが、ピーク時に駐車場台数を超える来客があった場合には、入出庫待ちの渋滞が発生すると考えるが、その場合の対策は考えているか。

◆設置者・届出代理者

通常営業時については４８台で足りると考えているが、開業時にはそれ以上のの来客が見込まれると考える。その際は誘導員を各所に配置して対処するため、駐車場が満車の場合には公道待機はせず、時間をおいて再度来店いただけるように誘導員で流す対応をする。

○眞中委員

近くにバス停があるため、渋滞が長くなるとバスの運行にも関わるため、対応を強めにお願いしたい。

○森下委員

騒音の予測数値は規制値を下回っており、苦情が出た場合は対応いただけるということであるが、西側は遮音フェンスを設置しているのに対し、住宅に密接している東側では何か対策を行っているのか。

◆設置者・届出代理者

西側に遮音フェンスをつけている理由は、荷さばき車両のバックブザー音、作業音が大きいこと。東側については大きな騒音源がなく、図面上に記載されているものも換気扇であり、室外機のような大きな音がでない。そのため等価騒音でみると十分に距離減衰されている。また、夜間については営業を行っておらず、換気扇を止めるため、騒音が発生しない。ただし、予測上での話のため、開業後に住宅の方から音が気になるという話があれば、随時対応したいと考えている。

○森下委員

図面上で空き地となっている部分について駐車場となる可能性はあるか。

◆設置者・届出代理者

東側の空き地については予定を聞いていないが、西側の空き地については住宅を建てる予定だときいている。

○森下委員

実際に営業が始まってから何か問題があれば対応いただけるということでよいか。

◆設置者・届出代理者

直接何かあれば、店長と直接話をするということで住人と事前に打ち合わせを行っている。

○森下委員

東側にも荷さばき施設があることになっているが、騒音の問題はないか。

◆設置者・届出代理者

こちらの荷さばき施設については、６時から８時３０分までの利用であり、台数自体が少ないので、等価騒音の観点でみると大きな影響はない。

○長谷川委員

駐車場内における事故防止について、場内の徐行サイン以外で設置しているものはあるか。

◆設置者・届出代理者

物理的に何か設置するということは計画していないが、駐車場内は一方通行とすることで交錯部分を減らすという対策をとる。

○三條委員

駐車場出入口の開口部が実測約６ｍだったが、搬入車両のトラックは何トントラックくらいの想定なのか。左折入庫を行う場合、大きく膨らむことが想定されるため、その観点でも誘導員を配置した方がよいと考える。

◆設置者・届出代理者

荷さばき車両は６時から８時３０分までが多いため、来客車両と被らない時間帯がメインとなる。営業時間が全くないということではないのでその際は従業員等で誘導の対応を行う。

○三條委員

来客車両だけの問題ではなく、通過交通に対する阻害について可能性が生じるので気を付けていただきたい。

◆設置者・届出代理者

承知した。

○眞中委員

荷さばき施設について、作業面積は十分に確保されているか。運転手の事故等

も起こりやすく、そういった面に気を配っているか伺いたい。

◆設置者・届出代理者

作業スペースについては十分確保できている認識。特に店舗前の荷さばき施設②については、営業時間外のみの作業としている。荷さばき施設①についても、裏に十分なスペースを取っているため、しっかりとバックをした後でも、台車等で運ぶスペースは十分に確保できていると考える。

○眞中委員

荷さばき施設②について小さい車両でないと作業できないのではないか。

◆設置者・届出代理者

４ｔ車両も停まることが可能。

○眞中委員

荷さばき施設①と同等の作業環境を確保できているということでよろしいか。

◆設置者・届出代理者

店舗前面のドアを開けて作業をするので十分なスペースは確保できていると考えている。

○眞中委員

荷さばきの計画によると同時間帯に複数の作業車が来ることになっているが、作業時間帯は調整を行うのか。

◆設置者・届出代理者

基本的には同時間で被らないように調整を行うが、交通状況によっては生じる可能性もある。その場合、営業時間前であれば駐車場内で待機を行う。仮に営業時間中に生じるのであれば、後続車については迂回をさせ、時間を取って再度来てもらう形になるが、基本的にはそうった状況にならないと考えて設定している。

○三條委員

防災関連について、正面玄関が使えなくなるなど不測の事態が起きた場合の従業員及び客の脱出経路はどのようになっているか。

◆設置者・届出代理者

店舗の入り口が使えなくなった場合、西側の搬入口を使って外に出る経路で考えている。また、店舗駐車場側にガラス面があり、火災時には消防隊員がガラスを割って侵入する部分となっているが、店舗内側からも割ることができるので、そこを割って脱出することも可能。

○三條委員

仮に店舗正面入り口側（北側）が全て煙の充満や火災によって脱出経路として機能しなくなった場合、店舗奥（南側）に取り残された従業員や客はどのように脱出すればよいか。

◆設置者・届出代理者

避難経路については、通常の出入り口及び搬入口の２か所が非常口として設けてあればよいと、消防と事前に協議を行っているが、質問にあったようなケースについては想定した出入口はない。

○三條委員

南側に脱出経路がないということは問題にならないのか。

◆設置者・届出代理者

脱出経路に関して問題がある場合は消防から指導が入るが、今回の建物に関しては指導が入っていない。

○三條委員

建物南側について、防犯上の理由で出入口がない設計になっていると資料にある。南側には大きな段差があるがそこに脱出経路がないことは問題ないのか。フェンスに南京錠などで施錠し、非常用のはしごなどを設置し、いざという際の脱出経路の確保も行わないのか。

◆設置者・届出代理者

建物から南側へ出るための出入り口自体が存在しないため、そのような設備は考えていない。

○三條委員

それでは建物内部に閉じ込められた場合に袋小路で逃げることができず、建物から出られた場合にも、道路へ逃げることができない。将来的に改善するつもりはないか。

◆設置者・届出代理者

ご意見いただいた件については、再度立地状況をみて社内で検討させていただく。

○鈴木委員

前面道路について片側一車線でバスの通行もあるということで、右左折両方での入出庫を可能としてしまうと混雑が予想されるため、左折での入出庫を原則としていただきたい。また、駅から遠い立地で従業員用の駐車場が２台のみというのは少ないと考えるが、従業員に指導を行うのか。

◆設置者・届出代理者

左折での入出庫については店舗として誘導、周知に努める。届出にある駐車場は全台来客用に開放を行う。従業員用駐車場については別途近隣に借りる予定となっている。

○鈴木委員

駐輪場が分散して配置されているが、来客者の心理として店舗前の駐輪場の利用をすることが考えられる。そうすると敷地内で車との錯綜の可能性があるため、駐車場内誘導などの計画はしているか。

◆設置者・届出代理者

歩行者、自転車の通路としては、駐車場出入口からの直進のみとして誘導を行う。安全対策については引き続きさせていただく。駐輪場についても条例で３５台が必要なため用意をしているが、店舗前の１２台のみ、もしくは駐車場出入口付近の１６台の２か所のみで足りると考えている。

○鈴木委員

来客としては店舗前に停めたいということがあり、ここに駐輪してほしいという店舗の意図とずれることが考えられるため、誘導員を置くなどした方がよいと考える。

◆設置者・届出代理者

混雑時、繁忙期には交通誘導員を配置するため整理する。

○鈴木委員

閉店時間と荷さばき施設の利用可能時間の最終が同時刻となっているが、その時間内に収まる計画になっているのか。

◆設置者・届出代理者

荷さばき時間を２２時まで設定しているが、その時間帯に来ることはないため、収まる。

○三條委員

参考に伺うが、大規模な駐車場を持つ店舗だと、近隣の自治会や町内会との話し合いの中で、駐車場を災害時の一時避難場所にする場合があるが、今回は周辺の自治会や町会と話し合いはおこなっているか。

◆設置者・届出代理者

自治会等との話し合いの中で避難場所について要望はなかった。もし要望があれば、駐車場の開放など協力をしたい。

≪結果≫

審議会の答申として、

「本案件に対し、法第８条第４項の本市意見を有しないものと判断します。

ただし、以下については附帯事項とします。

・駐車場の出入口等に警備員を配置するなどして、周辺の交通環境や安全に配慮してください。また、店舗に面している道路に渋滞が発生しないよう対策を講じてください。

・開店後、周辺の交通環境や安全面、騒音の発生等によって生活環境に問題が生じた場合は関係機関・地元自治会等と協議の上、必

要な対策を講じてください。」

3　閉会

以　上

大規模小売店舗立地審議会委員　名簿

	氏　　名	所　属　等	備考	出欠席
1	宇田川　隼	弁護士	副会長	出席
2	三條　和博	青山学院大学　教授		出席
3	鈴木　美緒	東海大学　教授	会長	出席
4	長谷川　伸	相模原商工会議所　専務理事		欠席
5	眞中　今日子	中央大学　准教授		出席
6	宮脇　健太郎	明星大学　教授		欠席
7	森下　達哉	東海大学　教授		出席

（敬称略、５０音順）